

秦における封建制の再検討

— 秦の天下統一の基本条件 —

張 昉

名古屋大学東洋史研究報告 三三一号 二〇〇八年三月発行

はじめに

秦国は中国史上初めて天下統一を完成させたが、後世の史家は、その統一の要因について、さまざまな可能性に言及している。それは中国だけにとどまらず、日本においても、多くの建設的な仮説が提出されている。この問題に関して、すでに議論が尽くされているという印象を受けるが、考古理論の発展と新しい発見によって、さらに研究が深められる可能性があるように思われる。

たとえば、秦国による天下統一の要因について、秦の滅亡直後からずっと検討されているが、春秋時代の史料が少なかつたため、ほとんどの史家に注目されたのは戦国時代の史

料に基づいたものであった。その結果、史家たちは戦国時代の資料を繰り返し検討し、とりわけ商鞅変法に注目し、それを秦による統一を可能とした主要な政治的・経済的・軍事的要因とみなした。しかし、近年、商鞅変法以前の春秋時代から戦国時代における秦国の状況が、考古資料によって明確になつてきたことは注目すべきことである。春秋時代の歴史資料は比較的少ないが、この時代の考古資料の増加により、戦国時代から遡って春秋時代の秦の状況を明らかにすることが可能となつてきている。

一 秦の天下統一関する二つの観点

秦の天下統一については、大きく分けて二つの観点が存在

する。一つは商鞅変法によって、秦による天下統一が可能になったとする観点である。あるいは少なくとも最終的に秦の天下統一と商鞅変法とは直接関係があると見なす。もう一つは商鞅変法以前に、天下統一の基礎が形成されていたとする観点である。すなわち、商鞅変法以前に、秦国の統治政策や土地制度の整備が行われて国力が増強され、それによって商鞅変法が成功して、軍事力が強化されたために、統一が可能となったとする考えである。

(一) 商鞅変法への注目

商鞅変法と秦の統一が直接関係があるとする観点は、多くの日本と中国の学者が取っている考え方であり、その中の多数は、秦が遅れた社会であったため変法を行う上で障害が少なく、他の国に比べると成功が容易であったと考える。その代表的なものとして以下のような考え方がある。

太田幸男氏はまず齊国を支配した田氏一族について分析する¹。田氏は家父長制的な血縁関係——宗族の繋がりによって齊国の篡奪に成功する。しかし逆に、この家父長制の発展が中央集権体制を形成する上で障害になったのである。国君はますます弱くなって行き、自己崩壊に陥った。そして、他の

東方諸国も齊国と同様に国家の分裂、分解が進行したとして
いる。

太田氏については秦の商鞅変法を分析している。秦は遅れた社会であったために、商鞅変法によって中央集権体制の確立に成功し、家父長制の発展のために国家統治に失敗した東方諸国を敗北させたとするのである。なお、専制権力について、太田氏は、進歩的なものを選れた社会に止どめるために生まれたもので、権力を維持するための専制であると規定している。

古賀登氏も秦の天下統一について太田氏と近い考え方をしている²。ただし、彼は土地政策の側面から魏国の状況を分析し、魏国は耕地に余裕がない人口過密状態であったとの結論を得る。また、厳しい階級対立があったと予想している。従って、魏国の内部では深刻な矛盾が進行していたと見る。そして、このような状況は秦以外の先進的な中原諸国でも同様であり、奴隷制の矛盾が解決されず、袋小路に入り込んだとされている。

古賀氏は秦における商鞅の阡陌制を分析している。阡陌制は、開墾地に設けられた計画的な区画の土地制度である。この制度は、耕地に余裕がある計画であり、兵農の一致、奴隷

所有の制限を特色とし、軍功爵による新しい封建的身分秩序の形成を目指すもので、これによって社会矛盾が解消されたとする。すなわち、人口が少なく後進地域であった秦は、奴隷制の矛盾を解決し、スムーズに封建制に移行したとするのである。

古賀氏も、太田氏と同様、秦は後進国であったために改革に成功し、先進国であったため国家として矛盾を解決できなかった東方諸国を打ち破り、天下統一に成功したと考えているのである。

江村治樹氏は、大量の文献資料と考古資料によって、二方面から秦の天下統一の要因を考える。³一つは、秦、斉、魏などの国の兵器を比べて、秦の兵器が他の国より特に優れていたわけではないとする。しかし、中原諸国と比較すると、商鞅変法以降、兵農一致と賞罰政策を採用し、軍事制度が強化されたとしている。

もう一つの方面では、戦国時代における都市発展の要因を分析しており、三晋諸国において、多くの経済的な都市が発達し、都市の自立性が高まったが、逆に中央統治は弛められることになった。しかし、秦国においては、都市の未発達により中央集権化が進み、秦国は中央集権的な強力な軍事国家

として、三晋諸国の孤立分散的な都市に対して軍事的攻勢を加え続けて圧倒し、統一に成功したとする。

以上の三氏の考えに共通しているのは、秦国と東方諸国を比べると、秦は遅れた社会であったために、社会、経済的な要因によって強力な軍事集権を確立し、東方諸国を撃ち破ったとする点である。しかし、秦国はなぜ他の国より、中央集権が確立できたのか、商鞅変法以前の状況を検討する必要がある。

好並隆司氏のように、文化的な方面から、秦国は後れた民族であり、「夷狄」と違わなかったとする考えもある。⁴氏は、大量の匈奴に関連した史料を引用して、秦国は風俗だけでなく、制度上も、後れた遊牧少数民族の影響を強く受けたと述べている。まさにこのような背景によって、秦国は法家思想を受け入れやすくなり、専制主義とも接合し、民主的な東方諸国に比べて、中央権力が強大になったとするのである。

好並氏のように、秦国が文化的に後進国であったために、天下を統一できたとする考えはやはり少し一面的な見方ではなからうか。秦国は東方諸国に比べて落伍した部分が確かにあるが、秦国が後れていたために、先進の西周文化を受け取ることができなかつたわけではない。実際に、秦国は建国の

初めに西周の礼楽制度を受け入れているが、⁵秦国の情況は特別であった。戎狄からの攻撃に対処するためや戦争に疲れたため、後に礼楽制度を放棄したのである。この問題に関して、本文中で詳細に述べることとする。

中国の学者のうち、劉宝才、梁濤の二氏なども好並氏と同じ考えであり、⁶遊牧文化の影響を受けた後進民族であったために法家文化を受容しやすく、伝統思想から束縛も少なく、これによって天下を統一することができたとする。

楊寬氏も商鞅時代に注目し、以下のように考えている。⁷統一
一は人心の向う所であった。つまり、長年月にわたる戦争は、
広範囲の人民群衆に虐殺、略奪、破産、亡命の深刻な苦難を
もたらしした。一回の戦争の被害は重く、回復は十年かかるほ
どであった。また、社会、経済の一層の発展に対して、統一
した国家を造り上げる必要がある。戦国時代には商業と交通
の発展によって、中原地区と周辺少数民族のつながりは大い
に強まり、各地区のそれぞれの部族の経済的な依存と連係は
益々密接になった。秦国はこれらの国家の中で、商鞅変法以
後、東方諸国との戦争において「罪人」を赦免して、他の地
区に移住させ、また大都市を攻めた後には大商人、旧貴族も
そこから遷した。従って、階級矛盾は比較的穏やかで、歴史

の流れに順応して、天下統一を完成させたとする。

また葛劍雄氏、朱士光氏は地理的優勢から秦の天下統一を
検討している。⁸この二氏は、戦国時代において秦人が関中を
占拠し、さらに発展するにつれて巴蜀に進攻して糧食の備蓄
を行ったとする。そして、守るに固い、その優良な地理的条
件が天下統一のための不可欠な物質的基礎となったとする。
このような秦国の地理的優勢の確立は戦国時代を中心とした
時代であり、商鞅変法前後のこととされる。

(二) 商鞅変法より以前への注目

中国では、戦国前期、さらに春秋時代における秦の状況に
ついて検討している史家もいる。秦は、進んだ支配方式と土
地制度を行ったために、東方諸国より進歩し、商鞅変法に成
功して天下を統一できたと考える。その代表者は林劍鳴氏で
ある。

林劍鳴氏も、戦国末の秦国の状況に注目するが、⁹一方では、
秦国の春秋時代の状況にも注目しており、商鞅変法前に経済
的に飛躍する時期があったと考える。『史記』によると、秦
穆公十二年（紀元前648年）、晋国は凶作の年であったた
め秦国に穀物を求めた。運送の車船は秦都の雍から晋都の絳

まで繋がったとされる。誇張の部分があるかも知れないが、秦国の穀物生産量の大きさに注目される。そしてその後、商鞅変法によって充実した物質的な基礎を定めた。商鞅変法以後、経済や軍事は急速に発展し、中でも武器の進歩が秦の天下統一に一定の影響を与えたと考えている。^⑩

また、馬非百氏も、『秦集史』国君紀事の中で、秦穆公に注目している。^⑪彼は秦穆公が秦の天下統一に向けての三つの方向の軍事政策、即ち「東進」、「西進」、「南進」策を確定したと考える。「東進」は晋公に失敗させられたため、やむをえず「西進」し、しだいに「鯀諸、允姓、陸渾などの戎」を滅ぼし、「国を益すこと十二、地を開くこと千里」であったとする。秦国の以後の君主は皆このような政策に従って国土を拡張した。秦国の地理的資源は有限であり、北方の遊牧地区に発展するのは不可能であったので、残る三方向しかない。しかし、統一の功労を秦穆公一人の政策に帰するのは、あまりにも安易であろう。

秦が最終的に天下統一を完成したのは、その人材の招聘政策が直接的な関係があるとの説もある。例えば丁善科氏は、^⑫秦国の統一の実現について、重要な要因は秦穆公や戦国時代の孝公・恵王・昭王など君主が人材に注目し、賢能の士の力

を発揮させたことによるとする。しかし、丁氏に注視されたのは君主の人材政策のみであり、春秋時代では、百里奚、由余、不約しか検討しておらず、戦国時代では商鞅、蘇秦など少ない人数だけであった。秦の天下統一の第一の要因としては不十分であり、またなぜそのようなことが可能であったかも検討する必要がある。

黄留珠氏も同様に、春秋時代以来の秦国の人材政策が統一に大きな作用があったとしている。^⑬秦では宗法制度の浸透程度が深くなかったと考え、人材登用の重要性を強調している。東方諸国では宗法の束縛のために、人材登用の標準は「親親」「貴貴」であり、血縁関係が最も重視され、人の才能を重視する「賢賢」はようやく最後に想定されるものであった。これは注目すべき指摘であるが、彼の検討の中心は戦国時代の後半であり、客卿の張儀、^⑭通、蔡晁、^⑮（司馬）錯、李斯などを詳細に考察しているが、それ以前の人材登用については詳しくは述べていない。

これらの先学の討論の中には、いずれの観点においても正しい一面がある。もし、その中のどの一つ条件が欠けても、歴史は全く変わってしまった可能性がある。しかし、一つの観点が秦国による天下統一の決定要素になるわけではない

あろう。他の諸国でも、秦国と似た条件は同様に備えていたが、最後には秦国に滅ぼされる。それでは、他の国家と比べて、何が秦国特有のものであったのであろうか。このことについて詳しく討論する必要がある。

多くの史家は商鞅変法に注目して、その徹底的改革によって、秦国は国力を増強し、兵卒の給供源を拡大し、天下を統一できたと考ええる。だが秦とはほぼ同時期に、東方諸侯も同様に改革を行った。なぜ秦国の改革は、このように巨大な効果を獲得したのであろうか。これは秦国の商鞅変法より以前の政治制度、国情と密接な関係があるはずである。商鞅変法は、孤立した歴史事件として見るべきではなく、秦国における春秋時期の発展状況、政治制度まで遡る必要があるだろう。

なお、鶴間和幸氏は文献を分析して、定説を批評するとともに次のような考え方を示している。^⑤ 鶴間氏は1. 歴史発展の過程を強調し、秦国の政治・文化・伝統の連続性に注目する。そして2. 天下統一は静止的に行われたのではなく、また単純な一回性の活動でもなく、それは動態の適応と調整の過程であるとしている。

二 封建制について

(一) 封建制の一般的理解

商鞅変法以前、春秋時代に遡って秦について考える場合、封建制の問題を避けて通るわけにはいかない。封建制はすでに周初期に存在しており、^⑥ 西周史は実際、王が諸侯を封建して統治する封建制の歴史であった。漢代に至っても、統治制度上はこのような状態を完全には脱していなかったと見なしてよい。西周時代には多くの諸侯が存在し、春秋五霸の時代や戦国七雄の時代においても、西周以来の諸侯が存在した。封建制が実施された範囲は西周初期には黄河の中流域であったが、その後には黄河の下流、長江中流と下流に拡大して行った。この封建制の実質は、血縁と婚姻関係の親疎遠近に基づいて、戦争や結盟などを処理し、官吏を任命するものである。それは世襲によって維持された。即ち血縁関係が最重要であり、制度的には宗法制という形に体现されている。

宗法制の基本的な原則は、『春秋公羊伝』「隱公元年の条に見られる。そこには、

嫡を立つるに長を以てし賢を以てせず、子を立つるに貴

を以てし長を以てせず。
とある。

このような封建制の原則に注目したのは王国維氏である。王氏は「殷周制度論」において、甲骨文と経書を中心とする文献資料に基づいて殷と周の制度を比較し、周には殷と異なる点が三つあるとした。一つは立子立嫡の制度であり、そこから宗法と喪服制が生じて、子弟を封建する制度と君臣の分の制度が存在することになった。第二は廟数の制度であり、第三は同姓が婚姻できない制度である。この三つは周王朝が天下を維持するかなめであるとした。

それ以外に、王氏は、封建制が春秋戦国時代には「大夫、士」まで行われたという結論を得ている。周王は周族の王で、天子を自称し、周族の始祖を祭祀して「大宗」と称し、嫡長男が王位を継承する。他の庶子と庶兄弟は大多数を諸侯として封じ、天子に対しては「小宗」となるが、その本国にあつては大宗である。春秋に至つて、その制度は諸侯の卿大夫や士も包含するようになり、その「大宗」「小宗」の關係は周王室と同じである。世襲した嫡長男は即ち宗子で、地位は最高である。このような階層的な分封が見られ、大宗、小宗の宗法關係は同時に君臣を分つものであり、政治的な支配從屬關

係でもあつた。

王氏以後の学者は彼の封建制についての観点を継承し、発展させている。許倬雲氏は『西周史』^⑧の中で、周王朝は同姓諸侯を分封するとともに、他の功勞ある異姓貴族と臣服した前朝貴族も封建して諸侯とし、あわせて婚姻を通じて宗法制の關係に組込んだとする。そして、西周における封建制の本質ついて、西周の封建政權が單純的な姫姓だけではなく、当地の土著民と元の殷民との三つの成分からなる政治共同体であるとす。西周の封建制度は一方では個人の承諾と約束であるが、もう一方では血縁關係と婚姻關係によつて固められるものである。

葛志毅氏は『周代分封制度研究』^⑨中で、封建制は諸侯の内
部における、周天子を中心として、全国にわたる血縁の親疎によつて諸侯を区分した五等爵制の等級体制であり、具体的な儀式を経て分封された者には礼器、車服、民、土地、官吏、書籍などが与えられたとする。分封された政權は族長の権力だけでなく、君權神授の神權をも持つのである。周代の神權思想は殷代より進んでおり、いわゆる「徳を以て天に配す」^⑩（『詩経』大雅・文王）という考えが支配層の主な認識である。つまり、人徳が高い者が神明の加護を得て、天下を占有し統

けるとする。

以上の例によれば、民と領土を授けるのも封建制の内容である。宗法制というのは統治者が血縁関係の親疎を利用して中央が地方統治を維持する政治制度であるが、分封者に権力を割り当て、財産を継承させ、分配するシステムでもある。

封建制は一つの統治形式として、ピラミッドのような形で存在しており、この政治制度下では、『詩経』小雅・北山に

溥天の下、王土に非ざる莫く、率土の浜、王臣に非ざる莫し。

とあるように、周王は天下の所有者である。そして『春秋左氏伝』定公四年に「授民、授土」とあるように、周王は王畿以外の土地を諸侯に授けた。大孟鼎銘文にも同じような文章があるが、その時代は周初期である。また、諸侯は土地を卿大夫に授けた。『礼記』礼運には、

故に天子は田を有ちて、以て其の子孫を処き、諸侯は國を有ちて、以て其の子孫を処き、大夫は采を有ちて、以て其の子孫を処く。是を制度と謂う。

とあり、土地の占有は世襲されるのである。このような階層的な封建制度が西周政治制度の根本であることがわかる。封建制において、天下の土地は周王室に属しているが、周王室

が諸侯を分封し、所有する土地のすべての資源と収益を占有させ、周王室へは一定の実物が貢ぎ物として献上されるのみで、一般的に世襲させるのである。

(二) 秦国建国の背景と封建制

春秋時代に入ると、大量の土地は西戎等少数民族の手に帰し、また戦争の激化によって、周王室は衰微して行った。『論語』季氏によると、「礼楽征伐、天子より出ず」という情況は、「礼楽征伐、諸侯より出ず」という局面に取って替わられ、周王の「天下共主」の地位は喪失し、封建制の崩壊が開始するとされる。

『史記』周本紀には次のようにある。

平王立ち、東して雒邑に遷り、戎の寇を辟く。平王の時、周室衰微し、諸侯、疆きは弱きを并せ、齊・楚・秦・晋・始めて大なり。政は方伯に由る。

周王は少数民族の侵略を避けるために遷都し、また齊、楚などの諸侯国が強くなったために、周王室は衰微してしまった。『漢書』匈奴伝にも、少数民族による侵略状況を繰り返して記載している。

周初、諸侯は建国した始めごろ、周王朝より大量の土地や

民を獲得した。その他に、また『春秋左氏伝』定公四年によると、晋、魯、衛などの諸侯は「祝宗卜史、備物典冊、官司彝器」など様々な官吏及び礼器、典章など、西周文化を受け取っており、「故に親戚を封建して、以て周を藩屏す。」（『春秋左氏伝』僖公二十四年）という宗子の責任を果たした。

しかし、秦国の封建の場合はやや特別で、『史記』秦本紀には、次のようにある。

周、犬戎の難を避け、東のかた雒邑に徙る。（秦）襄公、兵を以て周平王を送る。平王、襄公を封じて諸侯と為し、之に岐より以西の地を賜ひて曰く、戎、無道にして、我が岐豊の地を侵し奪へり。秦、能く戎を攻め逐へり、即ち其の地を有て、と。與に誓ひて之を封爵す。襄公、是に於て始めて国し、諸侯と使・聘・享の礼を通ず。

この時、周は犬戎に圧迫されて東遷するが、秦襄公は周王を洛陽に護送した功勞によって、諸侯の称号を獲得した。その時に、秦の都は「犬丘」（今の甘肅省天水と推測される）という地方であり、十年ぐらい後に、秦襄公は戎を攻めるために岐（陝西省西部の岐山近く）に遷った²²。それ故、実際に当時の秦が封じられた岐、豊（西安市の長安区一带）はすべて犬戎の手に落ちており、周王が秦人に賜った土地は空手形に

すぎなかつた。秦国の代々の君主は今の甘肅省礼県²³に拠つて苦難に満ちた戎人との戦争を戦つた。一方では、和親政策によって戎人を分断している²⁴。また、秦襄公が妹を嫁がせた鄠王は少数民族の王と考えられる²⁵。そして、秦文公の時になつてようやく東に進出して西岐を占領した。

秦国が封建された時には、周王朝はすでに衰微している。周王朝と血縁関係がない秦が、中央王朝から礼器、民、典籍、職人などを受け取つたことは一切に史料に見えない。宗法的な封建制は社会秩序を維持する重要な作用を失つていたと考えられる。秦国はこのように時代に適合しなくなった封建制という政治制度を継承する必要はなかつたと思われる。

秦人は戎人に対する戦争において、政治、経済、軍事力の絶対的な集中が必要であつたが、臣下を封建する分権の封建制は逆の結果しかもたらさなかつたと考えられる。春秋戦国時代に強大な経済力、軍事力を持つ封建諸侯や大夫などが上層支配者に反抗し、君主を廃立することが多くあつた²⁶。このような状況は権力集中とは逆の方向となる。たしかに、上述のように秦は当初、西周文化や政治制度を継承しているが、『後漢書』西羌伝には、春秋初期に洛陽附近まで少数民族が盤踞していることが記載されている。

平王の末に及び、周は遂に陵遲し、戎は諸夏に逼り、隴山自り以東、伊、洛に及ぶまで、往往にして戎有り。是に於いて渭首に狄・獯・邶・冀の戎有り、涇北に義渠の戎有り、洛川に大荔の戎有り、渭南に驪戎有り

秦は厳しい生存への現実を前にして、周の制度、文化を放棄したと思われる。劣悪な自然条件において、生存が第一条件であり、見かけ倒しの札楽や封建制は実用主義に取って代わられた。また西戎など少数民族との闘争も急速な停止はありえず、同様にいかなる戦争も一度の苦労によって永久に解決するわけではなかった。西戎は農業民族ではなく、定住していなかった。秦国が西戎に対する攻撃を強めると、西戎は逃がれてその切っ先を避け、しばらくして後にまた騷擾したのである。周中期から秦穆公期まで、甚だしきに至っては戦国中期になっても西方の犬戎、狄人等様々な名前が付される西戎少数民族が、周や秦と戦争し、結盟することもあった。西戎と秦の領地は、西戎が中原に侵入する最初の地区であったためである。秦は自分の領地を守るだけでなく、さらに勢力を拡大するためには権力の集中が必要であったと思われる。それでは、秦は実際に封建制を施行しなかつたのであろうか。以下史料に即して検討してみたい。

三 秦国における封建制の実態

上述のように封建制の根本は、王国維氏によると嫡長子継承制である。まず、秦において嫡長子継承制が行われたかどうかを検討し、ついで封建制そのものの実施の有無について考えたい。

(一) 秦における嫡長子継承制の問題

古来、秦では西周宗法制度を支えた嫡長子継承制が用いられてきたと考えられている。その理由として「夷狄の風」が挙げられる。『春秋公羊伝』昭公五年には、

秦伯卒し、何を以て名せず。秦は、夷なり。嫡の名を匿すなり。

とあるが、何休は次のように注している。

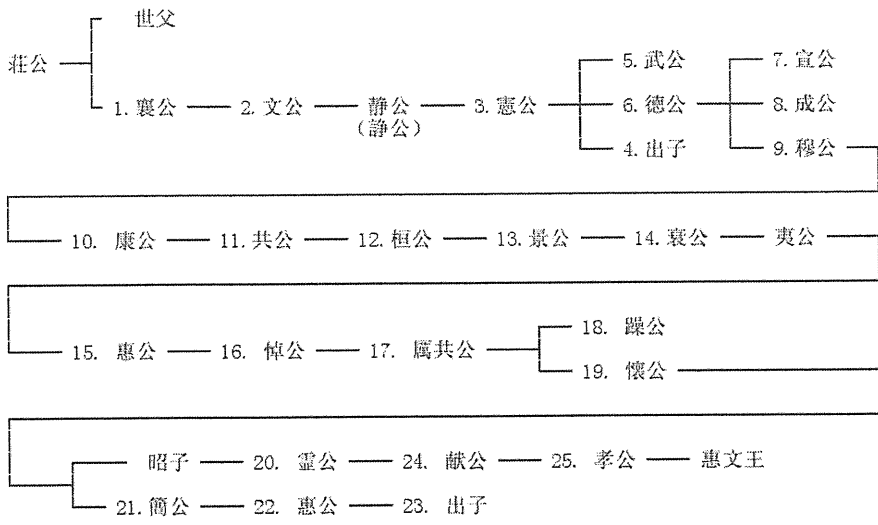
嫡子生まれて名を以つて四竟に令せざるは、勇猛なる者を選びて立つればなり。

すなわち、嫡長子が生まれた時、秦では東方諸国のように太子を正式に四方の諸侯に通知しないのは、勇猛な者を選んで、継立させるからである。つまり、能力、実力を持つ者を国君

に立てたのである。周の嫡長子制は、嫡妻の息子を太子とし、もし嫡妻の息子がいなければ、賢いかどうかを考えずに長子を即位させた。すなわち、秦は同時代の東方諸侯と違う継承制を取っているのである。秦において嫡長子を即位させないのは、秦人が長期間にわたる戦争状態を通して獲得した経験的な教訓であったと考えられる。しかし、他の国からは、秦は文化的に遅れた夷狄と見なされた。

次に秦における、実際の継承関係を『史記』秦本紀によって見てみよう（図一東周秦世系参照のこと）。秦本紀には秦国の国君は商鞅の時代まで全て25人見える。その内、孫や幼子や兄弟が即位したり、叔父や甥が継いだ非嫡長子例が11例もある。

これらの11例中、太子が早く死んだために非嫡長子が継いだ例は、憲（寧）公、恵公、靈公の3人の場合である。憲公の場合、文公の太子の崢公が早死にしたため、崢公の息子、文公の孫として継いだ。恵公の場合は、哀公の太子の夷公が早死したため、夷公の息子として立った。靈公も同様に、太子の昭子が死んだため、懐公の孫、昭子の息子として継いでいる。これらの例は嫡長子制を違反しているとは言えないであろう。



図一 東周秦世系

秦において大臣たちが国君を擁立した例は4例ある。出子
は憲(寧)公の幼子として、明らかに太子ではなく、庶長
長弗忌、威壘、三父に擁立された。武公の場合は、三父等
が、上述の出子を殺して、元の太子であった武公を即位させ
た。献公は、先君出子(上述の出子とは別人、恵公の息子)
がまだ生きている時に庶長により擁立された、霊公の息子、
出子の従兄弟である。そして、簡公は、先君霊公の太子献公
がまだ擁立されていない状況のもとで、霊公の叔父として擁
立されている。ただし、最後の簡公の例では、具体的に擁立
者の記載がない。先君霊公の息子が立てられなかったことか
ら見て、擁立者は霊公本人とは考えられない。この時は、紀
元前414年であり、庶長晁が懐公を自殺させたのは紀元前
425年で、10年しか経ていないが、この時期に他の有力な
人物が史料に見えないことから、簡公を擁立したのは庶長晁
である可能性が高い。この4例では、太子あるいは先君がま
だ生きているのに、他の非嫡長子が擁立されている。その理
由については、擁立する大臣が国家のために有能な人物を選
択したのか、国の権力を自らが握るためであったか、二つの
ことが考えられる。後者の場合、幼子を擁立した場合に考え
られるが、継承者の年齢は史料からは判明しない。秦では、

他の中原諸国のように、大臣専権の具体例が見られないこと
から、大臣たちが有能な人物を擁立した可能性は否定できな
いであろう。

残りの4例(徳公、成公、穆公、懐公)中、明らかに息子
がいるのに、兄弟などが跡を継いだ例が3人(徳公、成公、
繆公)指摘できるが、この3例は全て春秋前期後段に属する。
武公の死後、息子の白は立たず、その弟の徳公を立てた。宣
公が死んだ時、息子が九人いたが立たず、宣公の弟成公が立っ
た。穆公の場合は、兄の成公が死んだ時、息子の七人は立た
ず、成公の弟として立った。なお、懐公即位の状況は分から
ず、息子がいるかどうか史料からは判断できない。

文法的な面から考えると、上述の3例が用いている動詞は
全て「立つ」のであり、主語がない。中国語は、日本語のよ
うに自動詞と他動詞に明らかな区別がない。自立の場合は明
らかに自立と言う。それ故、以上の例は自立の可能性は少な
いと思われる。主語がない場合には、二つの可能性が考えら
れる。大臣による場合と先国君よる場合である。大臣による
場合では上述のように、わりあいにはつきりと具体的人物名
が記されている。したがって、自分の弟を立てるのは、先君
の意向と見なしてよいであろう。弟を立てた理由は史料から

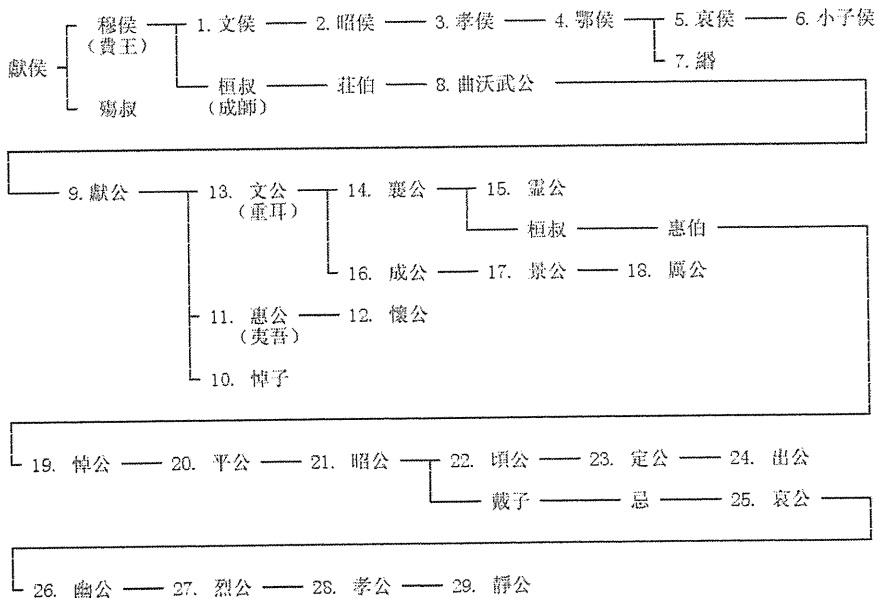
分らないが、大臣の擁立と同様有能かどうか基準となったことは十分考えられる。

つまり、秦においては、春秋時代に先国君が死んだ後、継承者は、周王朝の宗法制に基づく嫡長子だけではなく、能力のある弟が継承した場合が相当数あることが注目される。この点については、他の国と比較する必要があるであろう。

その他の国では、『春秋左氏伝』定公四年に見える、晋、魯、衛が周王室と密接な血縁関係がある諸侯として秦と対比できる。このうち衛は春秋初期後段に狄人に敗られ、国力がますます弱くなった小国であり、とくに取り上げる必要はないであろう。そこで、晋と魯を例として検討してみたい。

『史記』晋世家によると、晋国では春秋時代に入ってから「祭祀が絶える」まで、君主は29人即位しているが、非嫡長子が即位した例は9例ある（図二東周晋世系）。

その中、国君が先君を殺して自立した例が2例（文侯、武公）ある。春秋時代に入ってから晋の国君文侯は、先君殤叔の甥であり、殤叔の兄の穆侯の太子であったが、位を奪って自立した殤叔を殺して自立した。武公は、文侯が曲沃に封じた弟の（桓叔）成師の孫であり、彼は緡公を殺し、晋の財宝をすべて賄賂として周釐王に献じ、周王の承認を得て自立



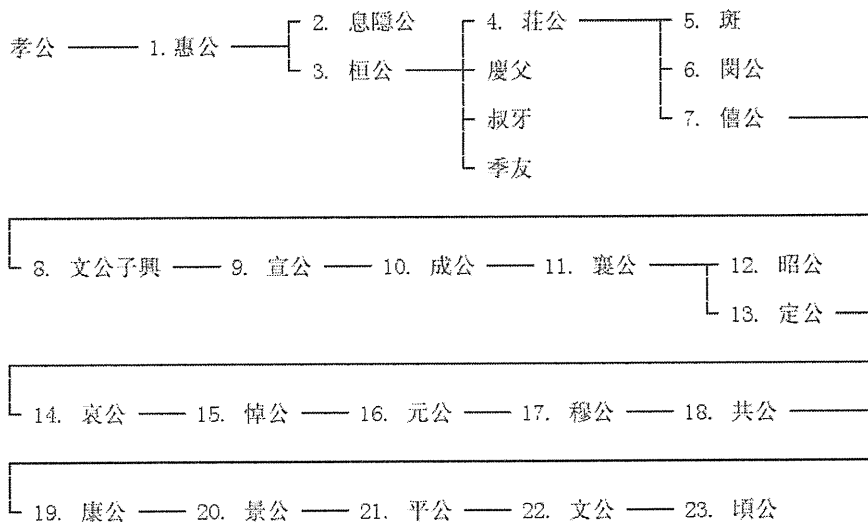
図二 東周晋世系

した。文侯の場合は自ら国君位を奪い、武公は何十年間か後になって、ようやく国君位を手に入れている。彼らは、実力によって自立した。もし、晋国において、秦国と同様に有能な弟が継承者に選ばれておれば、文侯や武公のように実力による自立は起こらなかったであろう。

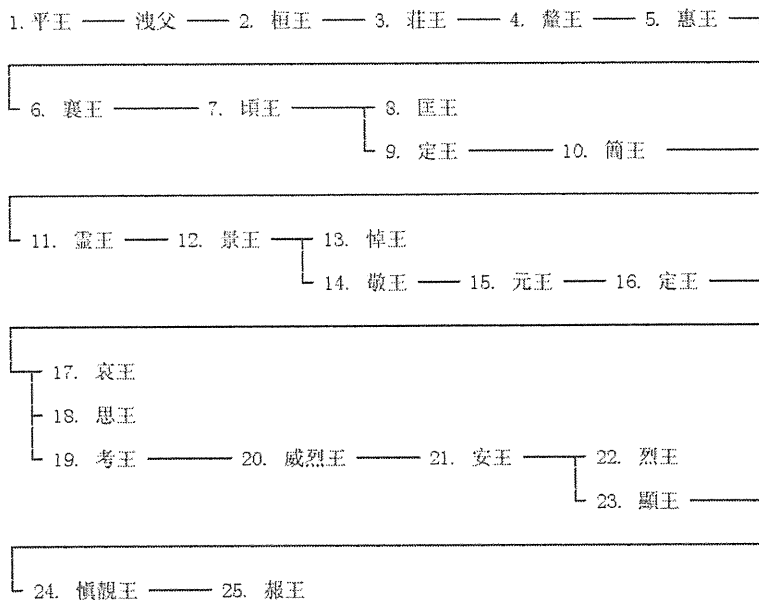
他の非嫡長子が即位した7例は全て大臣か、あるいは他の国が擁立したものである。緡公、悼子、夷吾、重耳、成公、悼公、哀公である。緡公は哀公の弟で、周王に擁立されて国君となった。悼子は献公が自分の太子を自殺に追い込んだ後に、荀息に擁立されている。次の夷吾は、秦と斉に共立されたものであり、文公重耳は亡命何十年の後に秦の穆公に擁立されている。また成公は襄公の弟、靈公の叔として、趙穿、趙盾に擁立された。悼公は欒書、中行偃に擁立された。知伯が擁立したのは哀公である。秦国のように先君の息子がいるのに、弟を立てた例は史料に見えない。晋の非嫡長子継承の理由は多様である。外国による擁立は3例あり、周王の個人的な好みによるもの、秦や斉など外国の利益のために擁立されたものがある。しかし、他の例は全部いわゆる晋の六卿によるものであり、国家の権力が大臣に握られていたために、このようになったのである。

周王室と同根、同姓の魯国では、『史記』魯周公世家によると、春秋戦国時代に合わせて君主は22人即位し、非嫡長子が即位した例が7例ある(図三東周魯世系)。すべて大臣が擁立したものである。桓公、斑、閔公、僖公、宣公、昭公、定公の場合である。この中、摂政の庶長子隠公は公子揮に殺され、嫡長子桓公が立った。定公は魯人に擁立されたが、他の5例はすべて荘公の弟、慶父、叔牙、季友と彼らの子孫のいわゆる三桓氏が廢立した例である。その中、昭公の場合は、太子の死後、三桓の一つ、季武子により擁立された。

ついでに『史記』周本記によって、宗法制の中心に位置する周王室について見ると、春秋に入ってから周王は25人即位し、非嫡長子が即位した例が6例ある(図四東周世系)。その中の一例は、宣王の太子が早死したために、孫の桓王林が即位した例である。他に非嫡長子が即位した例が5例あり、定王、敬王、思王、考王、顕王の場合である。自立した例が2例あり、思王と考王は兄弟で、次々に先君を殺して自立した。大臣が擁立した例が1ある。敬王は悼王の弟で、先君景王の死後、「国人」が長子の猛を立てて悼王としたが、のち悼王は弟の子朝に殺された。しかし、晋人が子朝を攻めて敬王を擁立した。兄弟が即位したのは2例ある。定王は先君匡



圖三 東周魯世系



圖四 東周世系

王の死後、匡王の弟として位を継いだ。顕王の場合も先君烈王の死後、弟として兄の位を継いだ。ただし、同様に秦のように国君に息子がいるのに、兄弟が即位した例は明確には指摘できない。

つまり以上から、周王室や東方諸国では、嫡長子以外の実力による自立や有力大臣などによる擁立は見られても、秦のように継承者の能力を重視した非嫡長子による継承はほとんど見られない。言い換えれば、東方諸国では、能力重視の非嫡長子継承の習慣がなかったため、実力による自立が起こった可能性がある。やはり、秦の非嫡長子継承は特別であったと考えられる。

(二) 秦国の二つの封建事例

秦国において子弟が封建された封地について、史料に記載された事例が二つある。一つは『史記』秦本紀に見える、武公（前697年から前678年まで在位）の息子、白の例である。

（武公の子）白、立たず、平陽に封ぜらる。

平陽に関して秦本紀には、文公が死に、孫の憲（寧）公が即位した後、

憲（寧）公二年（紀元前714年）、公、徙りて平陽に居る。とある。武公元年条の『正義』によると、「平陽は宮の名、岐州の平陽城内」とある。現在、宝鸡市の陳倉区楊家溝郷太公廟村（陽平鎮西3キロメートル）で発見された複数の墓地から多数の青銅礼器が出土しており、平陽の位置と推定される³⁰。しかし、都としての平陽遺跡はまだ見つかっておらず、陵墓と思われるものも発見されていない。

秦本紀と秦始皇本紀附載の秦記によると、武公、徳公、宣公、成公が平陽、陽（平陽）に埋葬されており、紀元前714年から紀元前676年までの間、秦国の都であったと考えられる。武公の子、白が平陽に封じられた時は武公が在位していた間のことと推定される。この時、平陽は国都であり、諸侯の封地としては考えがたい。他の諸国においては、都を貴族に封地として与える記載例は全くない。国都は国の中心として、政治、経済、文化の面で他の地域より進んでおり、防禦のために特別強大な軍事力を持つのは当然であろう。他の諸国において、貴族が国都より大きな都市に封じられた例がある。『春秋左氏伝』隱公元年によると、春秋初期に鄭の莊公の弟、共叔段が京に封じられた時、大臣の祭仲は、大夫の封地が国都より大きすぎるのは国の害になると諫めた。果たし

て、共叔段は叛乱を起こした。同様に、晋の昭侯が即位した後、叔父の成師を曲沃に封じた例がある。曲沃の邑は晋の都、翼より大きかったために、ある君子が晋国の内乱の原因は曲沃にあるだろうと言った^⑧。やはり、曲沃を有した貴族は晋国を篡奪した。したがって、封地に巨大な都市があれば軍事力が強くなり、国君の安全を脅かすこととなるため、封建は避けられたであろう。この白の事例は、信憑性に欠けると言わざるを得ない。

もう一つは景公の弟、后(公)子鍼が徵衛に封じられた例である。『国語』楚語に「晋に曲沃有り、秦に徵衛有り」とあり、韋昭注には、

桓公の子、景公(在位前577年―前537年)の弟、公子鍼の色なり。

とある。「徵衛」は、一説では陝西省白水県と澄城県一帯とされ、一説では鳳翔県北西の「靈山」と関係があると考えられている^⑨。また一説では現在の三峙原、「雍嶺」という高嶺地帯を包括しているとも考えられている^⑩。しかし、鍼が讒言によって秦公に誅せられそうになった時、封地に帰らずに晋国に脱走している。『史記』秦本紀によると、

(景公の母弟)后子鍼に寵有り、…富む。或ひと之を譖る。

誅を恐れ、乃ち晋に奔る。車重千乘あり。

とある。もし、秦国で他の国と同じように領有者が絶対的な権威や権力を擁した封地が存在したとすれば、鍼のような行動は考えられないものである。「徵衛」は、鍼においては戦国のような食邑と同様に考えることもできない。『春秋左氏伝』昭公十二年によると、紀元前531年、魯国の南嗣は費地を有していたが、叛乱を起こして費を領有したまま、齊に帰属した事件があった。二つの事件の時代はほぼ紀元前6世紀のことであるが、全く違う結果となっている。これは孤例ではなく、同じようなことが晋国でも起こっている。『史記』晋世家の記載によると、曲沃の桓公は自立しようとして失敗して、封地に帰ってしまっており、また曲沃の莊公も国君を殺して封地に敗走している。

後代の例ではあるが、『史記』商君列伝には、秦孝公が死んだ後、商鞅は恵文王に許されず、

商君既に復た秦に入り、商邑に走り、其の徒属ともに邑兵を發し、北のかた出て鄭を撃つ。

とある。商鞅に支持を与えた孝公が死んで太子が即位した。その太子は、商鞅による変法を支持しなかったために商鞅に個人的恩讐があり、商鞅に恨みを持っていた。商鞅は晋に脱

出したが、晋は秦を恐れて、商鞅を秦に帰してしまった。商鞅がまず最初に他の国に逃がれようとしたのは、彼の「商」という封地に対する支配力が非常に弱かったためではなからうか。商邑は、商鞅が魏を敗つたために与えられた食邑という支配権の弱い領地でしかなく、封地ではなかったと思われる。それは、相続できず、また商鞅は長い間、都の咸陽で暮らしたため、直接の管理も行えなかったと考えられる。商鞅は、行くところがなかったため、仕方なく「商」に帰り、邑兵を率いて反叛したが、あっけなく敗北してしまった。

もし后子鍼が実質的な封地を擁していたなら、上述のような行動はまったく信じられないことである。かつ、韋昭は三国時代の呉の人であり、それ以前の注釈家はだれもこのことに触れていないことから、韋昭の記述はにわかに信じられないであろう。

以上の二例は、秦における封建制の存在を示す事例であるが、いずれも疑問点が多くある。純粹に封建制が実施されたと言えるかどうか問題であろう。

ところで増淵龍夫氏は、晋国の封建制について詳細に検討している^⑧。晋国と秦の関係は非常に密接であり、また近隣でもあるため、互いに政治制度について参考にすることができ

ると思われる。資料において晋国における県の出現は相当に早い。ある研究者は、晋国において封建制は早い時期に廃止され、県制が行われたのではないかと考えている。しかし、増淵氏は、晋国の封邑、原、温、塢、祁、平陵、梗陽、塗水、馬首、孟、銅鞮、平陽、陽氏とその沿革及び性質について詳細に分析し、これらは晋国が封じた「県大夫」に属しており、「公邑」ではなく、これらは世襲の采邑、封建された封地と変わらないという結論を得た。春秋時代の晋国では秦国よりも封邑の数が多くだけでなく、西周以来の封建制が実質的にも維持されていたと考えられる。このように、晋国と比較しても、秦における封建制は数の上だけでなく、実態においても稀薄であったと言わざるを得ないであろう。

四 考古学資料から見た秦の封建制の検討

では、考古学的側面からは秦の封建制の問題はどのように考えられるだろうか。墓葬遺跡は考古学の主要な内容であり、秦文化を他の文化と区別することを可能とする主要な根拠となる。いかなる民族の埋葬習俗も簡単に変化してしまうものではなく、相対的安定性と保守性を持つているためである。

秦国の天下統一の背景として、商鞅変法は非常に重要な部分で、多くの研究者はこの問題に注目しているが、前文で紹介した鶴間氏の言及のように、単純な政治事件、或いは個人の行為だけが統一の要因となるのではない。過程への全体的な認識が必要であり、やはり商鞅変法以前の秦国の歴史を検討する必要がある。そのため戦国早期以前の考古材料に重点を置いて考えたい。

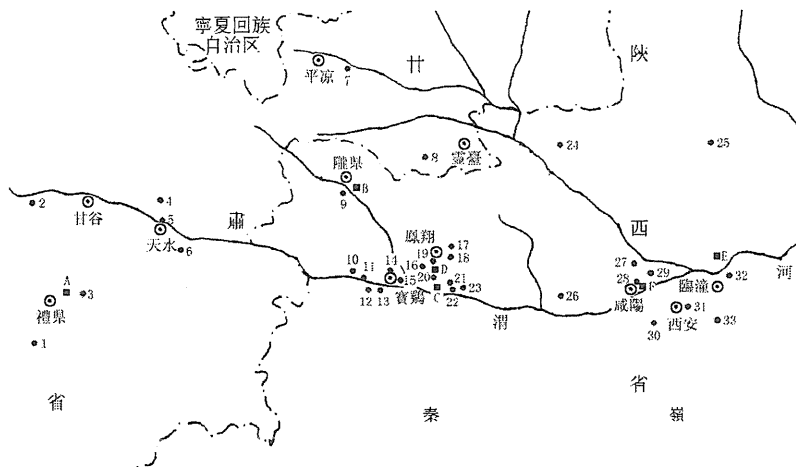
いままでに発見された秦国の大型国君陵園には、礼県大堡子山秦公陵园^①、鳳翔秦公陵园^②、秦芷陵（秦東陵）^③、始皇帝陵^④がある。これらの陵园中には相当数の貴族陪葬墓がある。ただし、調査発掘はまだ行われておらず、現在判断は保留するほかない。

春秋戦国時期の秦國墓葬は、比較的大型の君主の墓葬以外は、すべてが中、小型の墓葬に属する。この中小の墓葬は大体、甘肅天水から大荔までの関中平原に分布する。これらの墓葬は、副葬された器物の種類と数量に基づいて、以下のように分類できる。第一類墓葬は銅礼器墓である。この類には青銅礼器が副葬されており、ランクはかなり高く、殉人があったり、あるいは車馬坑がある貴族墓である。第二類墓葬は倣銅礼器墓である。陶製の倣銅礼器を副葬し、第一類墓葬より

小さく、同時にまた銅帶鉤と日用土器を副葬した墓葬である。第三類墓葬は一般的な平民墓である。小規模で、少量の日用土器を副葬するか、或は日用土器もない墓葬である。以上の中には、7鼎を随葬する高級な貴族墓があり、一方では一銭の金もない貧困なものもある。最後の平民墓は本稿の検討の範疇に属さないので分析の対象とはしない。

現在までに、確認されている秦国の中小墓葬は、以下の幾つかの地区に比較的集中して分布している。地図一「秦貴族墓葬と国都分布」にみられるように、以下の幾つかの地区に比較的集中して分布している（なお、以下の墓葬の出典は文末の「秦墓葬出典一覧」を参照して頂きたい）。

第一は天水、長武、隴県地区であり、天隴地区と略称されている。春秋時期から戦国早期のもので、発掘された墓葬は全部で173座である。そのうち銅器墓が13座あり、時代はすべて春秋早期である。鼎が5、簋が4の「大夫」墓^①が8座あり、鼎が3、簋が2の墓が4座、鼎が1の墓が1座ある。倣銅礼器墓は全部で53座ある。一般に陶鼎が2点と簋、壺などの器物を副葬しており、その身分は一般平民より上であるが、貴族ではなく、貴族と平民の間の階層に属すると考えられる。あるいはこれは僭越現象とも見なされる。例えば、



地図一 秦貴族墓葬と国都分布

- 1 礼県大堡子山 2 甘谷毛家坪 3 永平圓頂山 4 秦安上袁家 5 西山坪 6 放馬灘 7 平涼廟莊 8 靈台县家莊 9 隴県辺家莊 10 宝鶏福臨堡 11 甘峪 12 譚家村 13 姜城堡 14 茹家莊 15 李家崖 16 鳳翔県西村 17 鄧家崖 18 高莊 19 八旗屯 20 南指揮村 21 西高泉村 22 南陽村 23 陽平秦家溝 24 長武上孟村 25 銅川棗廟 26 武功県趙家來 27 咸陽任家嘴 28 塔兒坡 29 黃家溝 30 長安客省莊 31 半坡 32 上焦村 33 蘭田瀟湖
 国都 A 西陲 B 汧邑 C 平陽 D 雍城 E 襟陽 F 咸陽

上述した一つの銅鼎が副葬された墓葬内に、同時にまた陶鼎が二つ出土しており、ちょうど列鼎制度の「元土」の等級に符合するだろう。

この地域は秦国の発祥地で、初期の秦国都、いわゆる「西陲」^③と秦襄公が遷都した「汧邑」は即ちこの地区に位置している。この地区の13座の銅礼器墓中、そのうち8座が5鼎を陪葬する5鼎墓であり、その他は3鼎墓である。11座の秦貴族墓があつた隴県辺家莊墓地の情況に関しては研究がある。

それによれば、辺家莊は秦人の東進の過程において重要な位置にあり、等級が比較的高い秦墓地に属し、「汧邑」と関係があるのではないかとされる。秦人が東へ進出して行く過程において、必ずしも関中を占領できるとの確信がなかつたので、秦国の君主たちは安全のために、みな隴山の西に帰葬している。それゆえ、隴県は西陲故地と関中との連絡を保つための交通の要路に当たつたと見られている。

長武県、靈台県も貴族の墓が発見されているが、長武県に一つの鼎、靈台県では三つの鼎を副葬したランクの低い貴族墓しか存在しない。この地区では西周時代の青銅墓が発見され、密国と関係あるとされているが、以上の春秋早期の墓と関係があるかどうか判断できない。ともかく、これらの地区

の墓葬はランクが低く、本稿の結論に影響を与えないと思われる。

第二は宝鶏地区である。宝鶏地区の秦国墓葬は春秋時期から戦国早期までのものが97座発掘されている。その中、銅礼器墓が15座、3鼎を副葬した墓葬が11座、1鼎の墓葬が2座、また盃、簋などの器物が副葬された墓葬がある。倣銅礼器墓は40座である。

宝鶏地区は秦人の経営した時間が最も長い地区である。300年に近くの間、秦はずっとここに都を定めているが、『史記』はこの地区に二つの都城があったことを記載している。秦憲(寧)公二年(紀元前715年)、「平陽」即ち今の宝鶏市陳倉区を紀元前715年から紀元前677年まで都とした。この間計37年間である。秦徳公元年(紀元前677年)に遷都された「雍」は鳳翔県南部に位置し、紀元前677年から紀元前383年までの294年間都とされている。

第三は西安地区である。その中、秦孝公十二年(紀元前350年)に都を定めた咸陽、献公二年(紀元前383年)に遷都した櫟陽がこの地区に包含されている。この時期の西安地区の墓地には藍田瀉湖、半坡、長安客省莊、咸陽塔儿坡などがあり、墓葬の等級は比較的低く、銅礼器あるいは倣銅

礼器が副葬された墓葬は7座存在するだけである。その中、銅礼器を副葬した墓が1座あるが、等級は同様に高くなく、2鼎2簋の低い等級の貴族墓である。その他の墓地は秦始皇帝陵園の付近にあり、咸陽に都を定めた後期の君主墓地が臨潼県の芷陵遺跡である。秦始皇帝陵にも陪葬貴族墓が発見されているが、時代は比較的遅く、すでに戦国晩期に入るものである。晩期には銅器墓は7座あるが、ただ等級は全て比較的 low、3鼎の墓の等級を越えない。

最後に銅川、大荔地区である。銅川、大荔地区には春秋時期から戦国早期における墓葬が28座あり、銅礼器墓はなく、倣銅礼器墓が2座だけである。この地区は都と関係がないから、高級貴族墓が発見されていないのは当然であろう。この地区には、戦国の晩期の銅礼器墓が4座あるが、最高ランクの墓でも2鼎しか副葬されていない。

さて、天隴地区の13座の銅礼器墓中の9座は春秋早期に属し、1座は春秋中期に属するが、その他の墓の状況は明らかではない。この時期は折しも秦国の建国初期にあたり、上述のように「西陲」、「汧邑」はともにこの地区に位置している。近年、甘肅礼県一帯の考古学の調査は、「西陲」の探索に対して有力な情報を提供している。^④「汧邑」の位置について、

張天恩氏は隴東地域の南東の磨兒原と推測しており、墓地のある辺家莊から1.5キロメートルしか離れていない^⑧。高級貴族の墓地が都城の周囲に位置していることに注目される。

次に、宝鶏地区の16座の貴族墓は、全て比較的低い等級で、そのうちに春秋早期に2座が属し、春秋中期のものが6座、晩期が2座ある。その他は戦国早期に属する。武功県に存在している一座の戦国早期の銅礼器の墓を除き、その他の墓葬は秦都「雍城」遺跡と宝鶏平陽遺跡を中心とした10キロメートルの範囲を離れていない。この地区でも、都の置かれた時期と墓葬の年代とがほぼ対応している。

西安で発掘された一座の貴族墓は長安客省莊遺跡にあり、ただ2鼎を副葬したのみの墓である。銅川大荔地区には戦国晩期に至って下級の貴族墓がようやく出現している。西安地区には秦都の咸陽と櫟陽が位置しており、貴族の墓が多数存在するはずと思われるが、発見されたものは少ない。その一つの原因はこの地区には二つの国君陵、秦東陵と始皇帝陵があり、そこに陪葬された貴族墓が未発見であることによるものと思われるが、現在の考古調査の限界によるのかも知れない。

墓地年代と遷都の時期、そして勢力範囲が拡張する時期は

大体一致している。天隴地区の墓葬の時期は西周早期から秦の統一まで継続し、宝鶏、西安地区は少し遅れ、春秋早期に開始し、秦の統一時に至る。すなわち、国都の移転によって貴族墓が移動するという基本的な規律が存在していることが確認できるであろう。

なお、以上の相当部分の墓葬が盗掘に会い、攪乱されており、青銅器などの副葬品の一部は失われている。それ故、現在、列挙可能な銅器の数量は少なく見積もった数量である。また、以上の統計には国君陵の陪葬貴族墓が未発掘であるために含まれていない。これは上述のように、秦国が強大になって行く過程で等級が高い貴族墓が逆に少なくなっていく原因の一つかも知れない。しかし、国君陵の陪葬墓に高級貴族墓が含まれているとしても、貴族墓の分布が都の移転にもなつて移動するという現象を否定することはならない。むしろ、国君陵に従って移動していることになれば、国都の場合に準じた状況を想定してもよいであろう。

秦国の隣にはもう一つの強国である晋国があるが、国都と貴族墓の関係がどのようであったか、比較のために検討してみよう。

晋国における重要な大型墓葬の一つに万榮県廟前春秋墓が

ある。ここからは大量の青銅礼器と兵器が出土している。潞城潞潞河の7号春秋墓の副葬品は500余点あり、そのうち青銅器は170余点にのぼる。鼎が5点2セットあり、玉石器は約170点ある。長子県の7号春秋墓の副葬品は500余点あり、同様に5鼎墓である。臨猗県程村の春秋墓地には墓葬が52座あり、車馬坑が8座発掘され、出土した副葬品は1500余点にのぼる。長治県分水嶺の東周墓地中、特に269号墓と270号墓は東西に平行に並んでいて、大量の青銅器が副葬されており、春秋中期の標準墓葬と見なされている。長子県の鮑店鎮で発掘された東周大墓は、副葬品が180余点あり、そのうち青銅礼器は30点もあった。以上のこれらの墓葬は全て出土した副葬品の数量が多く、優美な造りの銅礼器を多く含み、その被葬者の身分はランクの高い貴族階層と見られる。その時代は春秋から戦国早期である。

『史記』晋世家によると、晋国の都城は唐（晋、山西太原市、約紀元前11世紀から紀元前10世紀まで）、絳（また翼とも称される、山西翼城南東、約紀元前9世紀から紀元前8世紀中まで）、曲沃（山西聞喜県東、紀元前678年前後の数十年の間）、新絳（元は新田と称した、山西侯馬市、紀元前585年頃から）と移った。太原の趙卿墓は晋国の貴族墓

であり、被葬者は晋の卿大夫、趙鞅とされ、時代は紀元前475年前後とされる。その所在地は太原で、西周時代の晋の都が置かれた地区であるが、上述の春秋戦国の晋の国都とは一致せず、時期的に対応しない。また以上に列挙した三晋地区の高級貴族墓が国都と連関している様子も見られない（地図二「晋国貴族墓葬と国都分布」）。晋国では秦国のように、貴族墓が都城の周囲に分布し、国都の移転とともに移動するという現象はうかがえない。

以上のことから、明らかに以下のことが言えるであろう。封建制を実行していた晋国では、貴族の墓葬が都城の周囲に単純に集中することはない。比較的に大きい貴族墓が晋国内各地に分散しているのは、晋国境内の自らの封建領内に埋葬されているためと考えられる。

衆知のように、封建制は一種のピラミッド型の政治制度であり、采邑を受けた諸侯、大夫、士が自分の領地内に、政治、経済的に絶大な権力を有し、同時に領地内で生活し、死んでも領地を出ることはなく、領地内に埋葬されたのである。領地を撤廃されたり、逃亡したりしない限り、このような状況が継続した。もし、秦国に封建制度が存在していたとすれば、貴族墓が都城の移転に従って移って行くような現象は想像

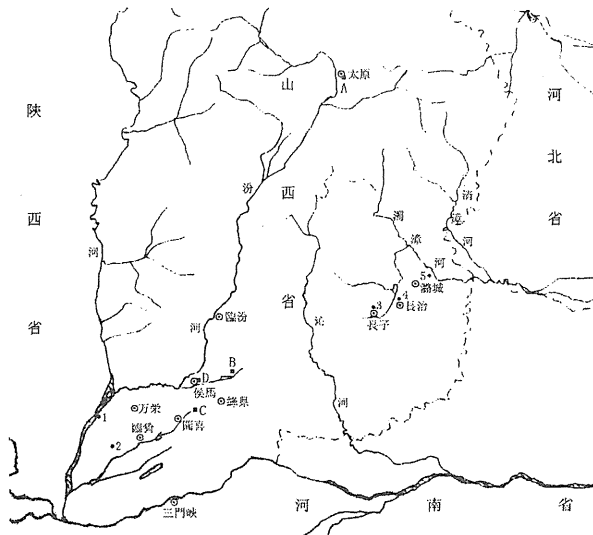
しにくいであろう。

おわりに

秦国は、様々な要因によって、天下統一を果たしたと考えられる。多くの研究者に注目されたのは戦国時代の商鞅変法であった。しかし、商鞅変法以前の春秋時代から戦国時代における秦国の状況についても注目すべきである。秦は、春秋初期の建国時、周王朝から継承した政治制度を少数民族との戦争の過程で放棄したと考えられるが、周王朝の基盤としての封建制も実施されなかった可能性が高い。

すなわち、秦では弟が国君を継承した場合が相当数量あり、有能な人物に継承させるために、西周の嫡長子継承制を忠実に実行したとは考え難い。分封制について、秦において分封された例は二例しかないが、いずれも実際に行われたか疑問である。そして、貴族墓地と国都の関係を見ると、貴族墓地が都城の移転によって移って行ったことが分かり、高級貴族を地方に永続的に分封した形跡は認められない。

では秦において封建制が実施されなかったとすると、どのような地方統治の方策が取られたのであろうか。県などの政



地図二 晋貴族墓葬と国都分布

1 万榮県廟前 2 臨猗県程村 3 長子県 4 長治県分水嶺 5 潞城県潞河
国都 A 唐 B 絳 C 曲沃 D 新絳

治制度だけではなく、土地制度や人材登用の問題など検討すべき問題は多いが、前文で取上げた秦の墓葬について見ると注目すべき現象が認められる。

秦の貴族墓から出土した副葬品をみると、非秦人的要素が明らかに認められる。たとえば鳳翔高莊M10号墓からは、非秦人の銅舟、銅戈が出土している⁽⁵⁾。同様に非秦人的要素が認められる墓葬に、鳳翔高莊M18墓、鳳翔八旗屯CM9墓、鳳翔西道溝M26墓⁽⁶⁾などがあり、副葬品の銅匜、矛、劍、敦、鼎、壺などが非秦人的要素として判定できる。

このような現象は秦文化と他の文化との間に積極的な交流が存在したことを表しており、秦国の開放性と国際性を示している。秦国に封建制が存在しなかった可能性が高いという本稿の結論と結びつければ、このような文化背景の下、他の国より比較的開放性が高い政治制度の存在が想定され、とりわけ黄留珠氏等の注目するような能力重視の人材の登用が注目される。今後秦の天下統一の要因を考える場合、多方面から、建国以来の秦国独自の統治政策を明らかにして行く必要がある。

註

- (1) 太田幸男「斉の田氏について―春秋末期における邑制国家体制崩壊の一つ側面」1976年初出(『歴史学研究』350、1969年)
- (2) 古賀登「尽地力説考―戦国魏の李悝の経済政策―」(漢長安城と阡陌・県郷亭里制度)雄山閣1980年
- (3) 江村治樹「秦の天下統一と都市」(『戦国秦漢時代の都市と国家―考古学と文献学からのアプローチ―)白帝社2005年
- (4) 好並隆司「中国における皇帝権の成立と展開」1978年初出(『秦漢帝國史研究』未來社1978年)
- (5) 『史記』秦本紀に「秦穆公示以宮室・積聚。由余曰使鬼為之、則勞神矣。使人為之、亦苦民矣。穆公怪之、問曰、中國以詩書禮樂法度為政、然尚時亂、今攻夷無此、何以為治、不亦難乎。」とある。これ見ると、秦穆公は明らかに周王朝の政治制度を正統な支配制度と考え、それを継承していたと思われる。
- (6) 劉宝才、梁濤「論重功利輕倫理的秦國文化」(秦漢文化和華夏傳統)学林出版社1993年
- (7) 楊寬「戰國史」増訂本第九章(上海人民出版社1998年)
- (8) 葛劍雄「論秦漢統一的地理基礎」(『中國史研究』1994年2期)、朱士光「秦國富強卒并諸侯之地理環境條件探析」(『秦文化論叢』第八集、陝西省人民出版社2001年)
- (9) 林劍鳴「秦史稿」第十二章(上海人民出版社1981年)で、戦国末期の割拠戦争は人民に巨大な苦難をもたらしたが、秦国では改革が比較的徹底され、階級闘争は比較的緩やかで、農業生産の損失は小さく、階級闘争が統一の大勢を促進するという客観的事実に順応して天下統一することができたと考えている。

- (10) 林劍鳴「秦國奴隸制社会形態的特点」〔秦漢史論叢〕第一輯、中國秦漢史研究会、陝西人民出版社1981年
- (11) 馬非百「國君紀事七 穆公」〔秦集史〕（中華書局1982年）
- (12) 丁善科「從秦統一談選賢任能問題」〔洛陽師範學院學報〕2000年4期
- (13) 黃留珠「秦客卿制度簡論」〔史學集刊〕1984年3期、「中國古代的幾種「儲才」方式」〔人文雜誌〕1987年1期
- (14) 『史記』楚世家「楚懷王」二十六年、：秦乃遣客卿通將兵救楚、三國引兵去。」とある。
- (15) 鶴間和幸『秦の始皇帝 伝説と史実のはざま』あとがき（吉川弘文館、2001年）、「帝國秦への道」、『兵馬備 秦文化』國立博物館、2000年）
- (16) 貝塚茂樹は既に殷商時代から、封建制が行なわれたと考えている。（殷周革命の本質）『貝塚茂樹著作集』第四卷中央公論社1977年）
- (17) 王国維『觀堂集林』卷十（中華書局1959年）
- (18) 許倬雲『西周史』第五章（三聯出版社1995年）
- (19) 葛志毅『西周分封制度研究』第三章（黑龍江人民出版社2005年）。
- (20) 大孟鼎の銘文に「我其適省先王授民授疆土」とある。（郭沫若『周金文辭大系』科学出版社、1958年）
- (21) 『漢書』匈奴伝上に「至穆王之孫懿王時、王室遂衰、戎狄交侵、暴虐中國、：至懿王會孫宣王、興師命將以征伐之、：至于幽王、用寵姬褒姒之故、與申（后）（侯）有隙。申侯怒而與吠戎共攻殺幽王于麗山之下、遂取周之地、幽獲而居于涇渭之間、侵暴中國。」とある。
- (22) 『史記』秦本紀に、「襄公二年、戎圍大丘」、「襄公爲諸侯、十二年、伐戎而至岐、卒。」とある。
- (23) 秦人の起源について、様々な説があるが、礼県で発掘された春秋時代の青銅器が副葬された墓はその問題を解決したと考える。礼県の貴族墓地からは、多数の優美な器物が発見され、墓の規模も大型で、同時代の諸侯墓と比較して同じランクと見られる。それ故、秦人の起源地は甘肅省天水市の礼県と見られる。礼県博物館、礼県秦西陲文化研究会「秦西陲陵区礼県秦公陵园」文物出版社2004年）
- (24) 『史記』秦本紀に「襄公元年、以女弟繆嬴爲豊王妻。」「襄公二年、戎圍大丘、世父擊之、爲戎人所虜。歲餘、復歸世父。」とある。
- (25) 『漢書』匈奴伝上によると、秦襄公の時、鄆を含む涇渭は全て戎の手に落ちていた。また、「王」と言う称号は中原の諸侯に使えないはずであり、秦襄公が妹を嫁がせた鄆王は少数民族の王と考えられる。蒙文通と顧頡剛の見方も同じである。（蒙文通「秦取犬戎洛川」『周秦少数民族研究』龍門聯合書局1958年、「秦與西戎」顧頡剛『史林雜識初編』中華書局2005年）
- (26) 陳槃『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異』（中央研究院歷史語言研究所1988年）にはそうした例が多く見られる。
- (27) 注（5）同。
- (28) 蒙文通「犬戎東侵周地」「犬戎侵入伊洛」『周秦少数民族研究』（龍門聯合書局1958年）
- (29) 『春秋左氏伝』閔公二年に、「及狄人戰於茨澤、衛師敗績、遂滅衛。」「僖公二年、諸侯城楚丘而封衛焉」とある。
- (30) 盧連成、楊滿倉「陝西寶雞縣太公廟村發現秦公鐘、秦公鐃」〔文物〕1987年11期、宝雞市考古工作隊、宝雞縣博物館「陝西省寶雞縣南陽村春秋秦墓的清理」〔考古〕2001年7期）
- (31) 『史記』秦本紀に、「武公卒、葬雍平陽」、秦始皇本紀附載秦記に「德公享國二年、居雍大鄭宮、生宣公、成公、繆公。葬陽。」

「宣公享國十二年，居陽宮。葬陽。」成公享國四年，居雍之宮。葬陽。」とある。

- (32) 『史記』晋世家に「昭侯元年、封文侯弟成師於曲沃。曲沃邑大於翼。翼、晋君都邑也。成師封曲沃、號為桓叔。靖侯庶孫欒實相桓叔。桓叔是時年五十八矣、好德、晋國之眾皆附焉。君子曰、晋之亂其在曲沃矣、未大於本而得民心、不亂何待。」とある。
- (33) 注(11)同。
- (34) 韓偉「關於秦人族屬及文化淵源管見」(『文物』1986年4期)
- (35) 秦墓葬出典一覽の12番参照
- (36) 增淵龍夫『新版中国古代の社会と国家』第三篇の第二章(岩波書店1996年)
- (37) 礼県博物館、礼県秦西陲文化研究会『秦西陲陵区礼県秦公陵园』(文物出版社2004年)
- (38) 韓偉「鳳翔秦公陵园钻探与試掘簡報」(『文物』1983年7期)、陝西省雍城考古隊「鳳翔秦公陵园第二次钻探簡報」(『文物』1987年5期)
- (39) 陝西省考古研究所、臨潼県文管会「秦東陵一号陵园勘查記」(『考古与文物』1987年4期)、程学華、林泊「秦東陵第二号陵园調查钻探簡報」(『考古与文物』1990年4期)、陝西省考古研究所秦陵工作队「秦東陵第四号陵园調查钻探簡報」(『考古与文物』1993年3期)、張海雲、駱希哲「秦東陵勘查記」(『文博』1987年3期)
- (40) 王学理「秦始皇陵研究」(上海人民出版社1994年)
- (41) 『春秋公羊伝』桓公二年の何休注に「礼祭天子九鼎諸侯七鼎、大夫五、元士三也。」とあり、身分によって、祭祀に用いる列鼎の数が決まっていたとされる。
- (42) 注(41)同。
- (43) 林劍鳴氏は『秦史稿』(上海人民出版社1981年)で、西陲を辺境を示す語とするが、王国維氏は秦の西陲宮という宮殿があることから、西陲は具体的な地名ではないかと考える。
- (44) 秦墓葬出典一覽の12番参照
- (45) 甘肅省博物館、靈台県文化館「甘肅靈台県西周墓葬」(『考古』1976年1期)、甘肅省博物館「甘肅靈台白草坡西周墓」(『考古学報』1977年2期)
- (46) 礼県で国君陵园と同じぐらいランクが高い墓が発見されており、その附近に都が存在する可能性が高いとされている。
- (47) 張天恩「古代閩隴通道與秦人東進閩中路線考略」(『秦文化論叢』第十三集、陝西省人民出版社2005年)、秦墓葬出典一覽の12番参照
- (48) 楊富斗「山西万荣廟前村的戰国墓」(『文物』1958年12期)、「万荣廟前東周墓葬發掘收獲」(『三晋考古』第一輯、山西人民出版社1994年)
- (49) 山西省考古研究所、晋東南地区文化局「山西省潞城潞河戰国墓」(『文物』1986年6期)
- (50) 山西省考古研究所「山西長子県東周墓」(『考古学報』1984年4期)
- (51) 中国社科院考古研究所「臨猗程村墓地」(中国大百科全書出版社、2003年)
- (52) 山西省文物工作委员会晋東南工作组、山西省長治市博物館「長治分水峪269、270号東周墓」(『考古学報』1974年第2期)
- (53) 1999年に発掘されているが、資料は未発表である。

- (54) 秦墓葬出典一覽の24番参照
- (55) 秦墓葬出典一覽の21、22番参照
- (56) 秦墓葬出典一覽の23番参照

秦墓葬出典一覽

天隴地区

- 1 甘肅省博物館魏懷珩「甘肅平涼廟莊的兩座戰國墓」『考古与文物』1982年5期
- 2 中国社会科学院甘肅省文物工作队「甘肅天水西山坪秦漢墓發掘紀要」『考古』1988年5期
- 3 甘肅省文物考古研究所、天水市北道區文化館「甘肅天水放馬灘戰國秦漢墓群發掘」『文物』1989年2期
- 4 甘肅省文物考古研究所「甘肅秦安上袁家秦漢墓發掘」『考古學報』1997年1期
- 5 甘肅省文物工作队、北京大學考古學系「甘肅甘谷毛家坪遺址發掘報告」『考古學報』1987年3期
- 6 劉得楨、朱建唐「甘肅靈台景家莊春秋墓」『考古』1981年4期
- 7 甘肅省博物館文物隊、靈台縣文化館「甘肅靈台縣兩周墓葬」『考古』1976年1期
- 8 陝西省考古研究所「隴東店子秦墓」三秦出版社1998年
- 9 陝西考古所員恩志「陝西長武上孟村秦國墓葬發掘簡報」『考古与文物』1984年3期
- 10 尹盛平、張天恩「陝西隴東店家莊一号春秋秦墓」『考古与文物』1986年6期
- 11 陝西省考古研究所寶雞工作站、寶雞考古工作队「陝西隴東店家莊五号春秋墓發掘簡報」『文物』1988年11期

- 12 張天恩「店家莊春秋墓与汧邑地望」『文博』1990年5期

寶雞地区

- 13 寶雞市博物館、寶雞鳳凰博覽館「寶雞鳳凰村春秋秦墓發掘記」『文物』1980年9期
- 14 何欣雲「寶雞李家崖秦國墓葬清理簡報」『文博』1986年4期
- 15 高次若、王桂枝「寶雞鳳凰村發現一座春秋早期墓葬」『文博』1988年4期
- 16 寶雞市考古工作队「寶雞市譚家村春秋及唐代墓」『考古』1991年5期
- 17 中国科学院考古研究所寶雞發掘隊「陝西寶雞福臨堡東周墓葬發掘記」『考古』1963年10期
- 18 陝西省文物管理委員會「陝西寶雞陽平鎮秦家溝秦墓發掘記」『考古』1965年7期
- 19 王光永「寶雞市渭濱區姜城堡東周墓葬」『考古』1979年6期
- 20 寶雞市博物館、寶雞市渭濱區文化館「陝西寶雞市茹家莊東周墓」『考古』1979年5期
- 21 陝西省西省雍城考古隊「一九八一年鳳翔八旗屯墓地發掘簡報」『考古与文物』1986年5期
- 22 陝西省雍城考古隊吳振峰、尚志儒「陝西鳳翔八旗屯秦國墓葬發掘簡報」『文物資料叢刊』3 文物出版社1980年
- 23 陝西省雍城考古隊「陝西鳳翔八旗屯西溝道秦墓發掘簡報」『文博』1986年3期
- 24 陝西省雍城考古隊「鳳翔縣高莊戰國秦墓發掘簡報」『文物』1980年9期
- 25 陝西省雍城考古隊吳振峰、尚志儒「陝西鳳翔秦墓地發掘簡報」『考

古与文物」1981年1期

26 陕西省雍城考古队李自智、尚志儒「陝西鳳翔西村戰國秦墓發掘簡報」『考古与文物』1986年1期

27 田垂岐、王保平、鳳翔南指揮村兩座小型秦墓的清理」『考古与文物』1987年6期

28 陝西省考古所雍城工作站「鳳翔鄧家崖秦墓發掘簡報」『考古与文物』1991年2期

29 中国社会科学院考古研究所武功發掘隊「陝西武功縣趙家來東周時期的秦墓」『考古』1996年12期

西安地区

30 中科院陝西六隊「陝西蘭田瀉湖戰國墓發掘簡報」『考古』1988年12期

31 金学山「西安半坡的戰國墓葬」『考古学報』1957年3期

32 中国科学院考古研究所「澧西發掘報告」文物出版社1962年

33 咸陽市文物考古研究所「塔兒坡秦墓」三秦出版社1998年

34 咸陽市文管會「西北林学院古墓清理簡報」『考古与文物』1992年3期

35 秦都咸陽考古隊「咸陽黃家溝戰國墓發掘簡報」『考古与文物』1982年6期

36 咸陽市博物館「咸陽任家嘴殉人墓發掘簡報」『考古与文物』1986年6期

37 秦俑考古隊「臨潼上焦村秦墓清理簡報」『考古与文物』1980年9期

38 馬建熙「陝西耀縣戰國、西漢墓葬清理簡報」『考古』1959年3期

銅川、大荔地区

39 陕西省考古研究所、北京大学考古實習隊「陝西銅川棗園秦墓發掘簡報」『考古与文物』1986年2期

40 陕西省考古研究所「銅川王家河墓地發掘簡報」『考古与文物』1987年2期

41 陕西省文管會、大荔縣文化館「朝邑戰國墓葬發掘簡報」『文物資料叢刊』2 文物出版社1978年

附圖一、二、三、四の各国の世系…「史記」に基づき作成

地図一、二「秦墓葬出典一覽」に基づき作成

(ちょう いん 名古屋大学文学研究科博士課程)

